

議案第54号説明資料

令和元年12月3日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
参 考	2～3
(成年後見制度とは、地方公務員法及び児童福祉法 新旧対照表)	
新旧対照表	
大磯町職員の給与に関する条例（第1条関係）	4～5
大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）	6
大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	7

総務課

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 改正概要

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について見直しを行うものであります。今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格、職種、業務等にふさわしい能力の有無を審査することとなります。そのため、本町におきましても、成年被後見人等に係る欠格条項その他の制限に係る規定を改めるため、関係条例の規定を整理するものです。

2 改正内容

(1) 大磯町職員の給与に関する条例

地方公務員の欠格条項として地方公務員法第 16 条第 1 号に定められていた「成年被後見人及び被保佐人」の規定が削除されたことに伴い、引用個所を削除するとともに、用語等の見直しを行います。

【改正箇所】第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条、第 19 条

(2) 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項第 1 号の削除に伴う「号」の繰上げを行います。

【改正箇所】第 24 条

(3) 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

消防団員になることができない者を定めた規定から「成年被後見人及び被保佐人」の規定を削除するとともに、「号」の繰上げ、用語の見直しを行います。

【改正箇所】第 4 条、第 5 条

(4) 施行日：令和元年 12 月 14 日

(法律の公布日（令和元年 6 月 14 日）から 6 月を経過した日)

<参 考>

○成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。

こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

○成年被後見人・・・判断能力が欠けているのが通常の状態の方

○被保佐人・・・・・・判断能力が著しく不十分な方

○地方公務員法及び児童福祉法 新旧対照表

①地方公務員法 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p><u>(1)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p><u>(2)</u> 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p><u>(3)</u> 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p><u>(4)</u> 日本国憲法施行の日〔昭和 22 年 5 月 3 日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第 28 条 省略</p> <p>2 職員が、<u>次の各号に掲げる場合のいずれか</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> ← 削除</p> <p><u>(2)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p><u>(3)</u> 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p><u>(4)</u> 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p><u>(5)</u> 日本国憲法施行の日〔昭和 22 年 5 月 3 日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第 28 条 省略</p> <p>2 職員が、<u>左の各号の一に該当する場合にお</u></p>

<p><u>に該当するときは、その意に反して、これを</u>休職することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の<u>手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、</u>条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、<u>第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、</u>条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p>	<p><u>いては、その意に反してこれを</u>休職することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の<u>手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、</u>条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、<u>第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至ったときは、</u>条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。</p>
--	--

②児童福祉法 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>(養育里親の欠格事由等)</p> <p>第 34 条の 20 本人又はその同居人が<u>次の各号のいずれかに該当する者は、</u>養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(2) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</u></p> <p>2 省略</p>	<p>[養育里親の欠格事由等]</p> <p>第 34 条の 20 本人又はその同居人が<u>次の各号（同居人にあつては、第 1 号を除く。）の</u>いずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人 ← 削除</p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(4) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</u></p> <p>2 省略</p>

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第15条 省略 (期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第19条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 省略</p> <p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第16条の3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>	<p>第1条～第15条 省略 (期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第19条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 省略</p> <p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第16条の3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</p>

改正案	現行
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第18条～第18条の2 省略 (退職者の給与)</p> <p>第19条 省略 2～4 省略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日にそれぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。</u></p> <p>6 省略</p> <p>第20条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</u></p>	<p>(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第18条～第18条の2 省略 (退職者の給与)</p> <p>第19条 省略 2～4 省略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が<u>当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。</u></p> <p>6 省略</p> <p>第20条 省略</p>

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第23条 省略 （職員）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 省略</p> <p>第25条～第49条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第23条 省略 （職員）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 省略</p> <p>第25条～第49条 省略</p>

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第6条～第16条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 省略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 省略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第6条～第16条 省略</p>